

**照明 LED 化推進事業 質問回答書**  
**(説明会・ウォークスルー調査時受付分)**

No	質問内容	質問	回答
1	履行保証保険について	<p>履行保証保険金額は契約保証金の取り扱いにおける契約額の 10/100 以上の金額でよいか。</p> <p>履行保証保険を契約保証金に代わる手立てとすることが可能か。</p>	<p>いずれもご質問のとおりです。</p> <p>なお、事業者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証契約を締結し、当該保険契約証書を提出した場合には、契約保証金の納付を免除します。</p> <p>また、事業者が過去 2 年間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上、誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を履行しないおそれがないと本県が認めたときも契約保証金の納付を免除します。なお、この場合、当該契約の履行実績を確認するため、契約書等関係書類の写しを添付してください。</p>
2	契約の形態について	<p>契約の形態について、基本的に長野県と事業役割を担う事業者が契約を結んで、事業役割が設計役割や建設役割それぞれと契約を締結することが一般的であるが、事業役割の下で設計役割が設計と施工も含めた形で一次受けをし、その下で建設役割が設計役割と契約をしてもよいか。募集要項の中で、契約形態も含めて県の承認を得ることとされているため、あらかじめ確認したい。</p>	<p>事業役割が、個々の役割と必ずしも直接契約する必要はございません。ご質問のような契約形態でも可能です。本業務を適切に実施できるよう契約をお願いします。なお、本県に対する本事業に係る責任は事業役割がその全てを負うものとします。</p>